（記載上の注意）

1．中間会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。

2．「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。

3．金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。

4．別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

第五条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第二号中「直前の連結会計年度」の下に「（以下「前連結会計年度」という。）」を加え、同条第二項第二号中「財務諸表」を「連結財務諸表」に改める。

第十四条の二中「、会計基準等」の下に「（同条第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。）」を加え、「同条第一項本文」を「同項本文」に改める。

第三十九条の三を削る。

第六十五条の二の見出し中「の注記」を「に関する注記」に改め、同条第一項中「当該金額の算定上」を「その算定上」に改める。

第六十五条の三の見出し中「の注記」を「に関する注記」に改める。

第九十二条の二第一項中「当連結会計年度末及び直前連結会計年度末」を「当連結会計年度期首及び当連結会計年度末」に、「当該各連結会計年度末」を「当連結会計年度期首及び当連結会計年度末」に改める。

第六条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「当期利益」を「当期純利益」に改める。

第一条の二第一号(3)中「第二条第五号」を「第二条第四号」に改め、同条第二号中「当該事業年度」を「当事業年度」に改め、「直前の事業年度」の下に「（以下「前事業年度」という。）」を加える。

第八条の三第二項中「関する原則的な取扱い」を「係る原則的な取扱い」に改め、同条第四項中「、前三項」を「、これら」に改める。

第八条の三の二第三項中「、前二項」を「、これら」に改める。

第八条の十八第四項、第八条の十九第二項及び第八条の二十一第三項中「注記を行つた」を「注記した」に改める。

第五十八条の二を削る。

「第六節　当期純利益又は当期純損失」を削る。

第九十五条の四の次に次の節名を付する。

第六節　当期純利益又は当期純損失

第九十五条の五の二の見出し中「の注記」を「に関する注記」に改め、同条第一項中「当該金額の算定上」を「その算定上」に改める。

第九十五条の五の三の見出し中「の注記」を「に関する注記」に改め、同条第一項中「権利若しくは」を「権利又は」に、「又はこれらに」を「その他のこれらに」に、「権利の行使を」を「権利が行使されることを」に、「当該金額の算定上」を「その算定上」に、「次に注記」を「次に記載」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定により記載すべき」に改め、同項第一号中「株式分割又は株式併合」を「株式併合又は株式分割」に改める。

第百二十五条及び第百二十五条の二中「当該事業年度末及び直前事業年度末」を「当該事業年度期首及び当該事業年度末」に、「当該各事業年度末」を「当該事業年度期首及び当該事業年度末」に改める。

附則第三項及び第四項を次のように改める。

3　平成二十四年三月三十一日以後に終了する連結会計年度（以下この項において「当連結会計年度」という。）の前連結会計年度に係る連結財務諸表（法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項及び次項において「前連結財務諸表」という。）を、法又は法に基づく命令により当連結会計年度に係る連結財務諸表（以下この項及び次項において「当連結財務諸表」という。）を最近連結会計年度に係る連結財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当連結会計年度に係る有価証券報告書に記載する場合における前連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当連結財務諸表を作成するために適用すべきこの規則の定めるところによるものとし、当該規則において定めのない事項については、当連結財務諸表を作成するために準拠すべき一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

4　前項の規定により前連結財務諸表を作成するときは、第八条の三の規定にかかわらず、前連結財務諸表及び当連結財務諸表は、同条に規定する比較情報を含めないで作成するものとする。

附則第五項を削る。

様式第二号から様式第四号まで中「当該事業年度」を「当事業年度」に改める。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意(25)a中「(21)」を「(18)」に改め、同記載上の注意(30)aを次のように改める。

a　最近連結会計年度及び(64)ただし書により四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合にあっては当該四半期連結キャッシュ・フロー計算書に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合にあっては当該連結会計年度の中間連結会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

第二号様式記載上の注意(30)b中「(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期貸借対照表に係る」を「(71)ただし書により四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合にあっては当該四半期キャッシュ・フロー計算書に係る」に、「又は中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る」を「又は中間キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合にあっては当該事業年度の」に改め、「（以下この様式において「最近事業年度等」という。）」を削り、同記載上の注意(31)a中「最近連結会計年度等」を「最近連結会計年度及び(61)ただし書により中間連結貸借対照表（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合（特定会社が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間」に改め、同記載上の注意(31)aに次のように加える。

また、(61)ただし書により四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合（特定会社が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容を記載すること。